

# トラブル注意報!!

~定期購入トラブルが増加~

**「お試し100円」1回だけ購入のつもりが、  
4か月分、4万円の定期購入だった!!**

「初回100円」 「初回実質0円(送料のみ)」  
「1回目90%OFF」 「お試し価格」

こんな広告見たことありませんか？

## 事 例

ネットで「初回100円」の広告を見て  
ダイエットサプリメントを注文。1週間後、頼んでいない  
のにまた商品が届いた。今度はなんと20袋4か月分で、  
請求金額は4万円！驚いて業者に連絡すると、4万円支払  
わないと解約できないと言われた。



<対処法は裏面へ>

気になる商品を、安い価格で1回だけ、試しに買って  
みようと思って注文したら、複数回の購入が条件の  
定期購入だったという相談が多く寄せられています。

☞その他にもこんな相談が・・・

- ◆解約しようと業者に電話したが、何回かけても混み合ってつながらない
- ◆カウントダウンが表示され焦って注文したら、5回目までは解約できないと言われた

**トラブルにあわないためには**



- 「初回」「お試し」「1回だけ」という表示の場合、定期購入かも。安さにつられてすぐに注文しない
- 定期購入か、中途解約や返品はできるのか、注文前にかかわらず確認！小さい文字ほどよく読んで!!  
※通信販売はクーリング・オフできません
- 注文画面、最終確認画面を保存・印刷しておく

《お問合せ・ご相談は》

伊達市消費生活センター（伊達市役所1階）

☎ 024-574-2233